

宝塚市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを推進し、地域の防犯活動の一環として行う防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助する事業の実施に関し、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）及び宝塚市補助金交付基準（平成19年6月25日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するもの並びにこれに付随する機器等をいう。
- (2) 地域団体 自治会等一定の地域を基盤に活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。ただし、商工業及び農業の振興を主たる目的とする団体を除く。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
 - エ 規約及び代表者を決めていること。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、防犯カメラを新規に設置する地域団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 設置する防犯カメラの機能要件が別表に掲げるものであること。
- (2) 公道等を撮影するものであること。
- (3) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (4) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (5) 宝塚市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに適合した防犯カメラの運用基準を定めていること。
- (6) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (7) 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意、許可等を得ていること。
- (8) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。

- (9) 防犯カメラ設置の旨及び設置者の名称を明示する表示板を掲出すること。
- (10) 防犯カメラの設置工事が、補助金の交付を申請する日の属する年度の1月末日までに完了する見込みがあること。

(補助対象経費)

第4条 防犯カメラの設置に要する経費のうち、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公道等に常設する防犯カメラ（設置用のポールを含む。）及び表示板の購入並びに取付工事に要する経費（いずれも新規に設置する場合に限る。）とする。

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 防犯カメラの更新（既に設置されている防犯カメラに替えて同一場所、同一方向に撮影するカメラを設置することをいう。）に要する経費
- (2) 既存設備の撤去に要する経費
- (3) 土地の造成、土地又は建物の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) 防犯カメラの維持管理（賃貸借を含む。）に要する経費
- (5) 防犯カメラの修繕、保守点検又は消耗品購入に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1（限度額12万円）とし、千円未満の端数は切り捨てる。

2 同一年度内における一の地域団体に対する補助金の交付は、防犯カメラ1箇所分限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、宝塚市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 地域団体の概要資料（地域団体の規約、役員名簿の写し等をいう。）
- (2) 防犯カメラ設置計画書
- (3) 地域安全マップ（防犯カメラ設置場所について検討された結果を示す図面をいう。）
- (4) 防犯カメラの設置場所が分かる位置図
- (5) 防犯カメラ設置箇所の全景写真及び撮影箇所の写真
- (6) 防犯カメラの仕様書等の写し
- (7) 防犯カメラ設置に係る見積書の写し
- (8) 調査票
- (9) 防犯カメラ設置に係る収支予算書

- (10) 防犯カメラ等運用基準
 - (11) 防犯カメラ設置に必要となる許可書等の写し
 - (12) 防犯カメラの適正な設置・運用に係る誓約書
 - (13) 防犯カメラ設置について地域の合意が形成されていることを示す書類
 - (14) その他市長が必要と認めた書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助の可否について、宝塚市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請を行った地域団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附することができる。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた地域団体（以下「補助対象団体」という。）は、補助金の交付決定を受けた防犯カメラの設置工事（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、宝塚市防犯カメラ設置補助事業変更申請書（様式第3号）に変更の内容を明らかにする書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の認否について、宝塚市防犯カメラ設置補助金変更決定通知書（様式第4号）により補助対象団体に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を附することができる。

- 3 補助対象団体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、宝塚市防犯カメラ設置補助事業中止・廃止届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、宝塚市防犯カメラ設置補助事業完了報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、補助事業完了後30日以内又は補助事業の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置報告書
- (2) 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置状況が確認できる現況写真
- (4) 防犯カメラにより撮影された画像の写し
- (5) 防犯カメラ設置に係る収支決算書
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宝塚市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第7号）により補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第11条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の属する年度の1月末日までに宝塚市防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項に該当する場合は、市長はその旨を宝塚市防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（防犯カメラの管理及び処分）

第14条 補助対象団体は、補助金の交付を受け設置した防犯カメラについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受け設置した防犯カメラは、設置後5年間は撤去し、又は移設してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 補助対象団体は、前項の期間を経過する以前に補助金の交付を受け設置した防犯カメラを撤去又は移設しようとするときは、市長に申し出た上で、その承認を受けなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づきなされた交付申請に係る補助金に関しては、この要綱の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

(検討)

3 前項に規定する日前に、市長は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月2日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	機能要件
カ メ ラ	ア 有効画素数が38万画素以上であること。 イ カラー画像であること。 ウ 作動時間が1日24時間であること。 エ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。 オ 屋外用として使用できる防雨機能があること。
レコーダー	ア 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 イ 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。 ウ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。 エ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。